

ヒアリングシートを活用した 遺産分割相談 聴取事項のチェックポイント

著 濱口 博史 (弁護士)

書式ファイル
ダウンロード
特典付き



新日本法規

○遺産の範囲に関するヒアリングシート (DL)

遺産の範囲に関するヒアリングシート

記入日：令和 年 月 日

記入者氏名： _____

第1 積極財産についてのチェック

1 所有する土地に関するチェック **Check 1** ①

1-1 資料はありますか。

土地名寄帳土地登記記録1-2 被相続人に土地（死亡時所有していた土地及び死亡時までに所有していた土地で相続人への生前贈与、遺贈、死因贈与の対象となっているもの（以下では、「所有等をする土地」といいます。))はありますか。 はい いいえ

所在： _____ 地番： _____ 地目： _____

地積： _____ 現況： _____ 登記名義： _____

土地から関連して発生した未払の債務(固定資産税等)の有無及びその内容(被相続人死亡時まで)： _____

土地から関連して発生した未払の債務(固定資産税等)の有無及びその内容(被相続人死亡後)： _____

その他の事項： _____

1-3 所有等をする土地の持分はどのようなものですか。

単独所有共有遺産共有 通常の共有

自己の持分割合： _____ 共有者とその共有持分： _____

登記名義： _____

1-4 所有等をする土地の使用又は利用はどのようになっていますか。

自己使用

具体的形態： _____ 紛争の有無・内容： _____

他人による使用・利用

11 遺産分割の対象とならない場合に関するチェック **Check 8**

11-1 遺産の範囲になっていない財産に関するチェック

9までの財産のうち、以下に該当がある場合がありますか。

11-2 生前の処分行為に関わるもの（生前の贈与を含みます。）

はい いいえ

11-3 死亡を条件等とする処分行為に関わるもの（死因贈与を含みます。）

はい いいえ

11-4 遺贈に関わるもの

はい いいえ

11-5 特定財産承継遺言の対象となっているもの

はい いいえ

11-6 配偶者居住権の対象となる財産

はい いいえ

11-7 遺留分について

以上について、遺留分を侵害することになるものはありますか。

はい いいえ

11-8 遺贈等の対象となった財産について、遺産に取り込む合意をしますか。

はい いいえ

11-9 以上について、合意により遺産分割と共に処理しますか。

はい いいえ

処理の方法： _____

(※調査の結果については、生前贈与等目録（土地）、生前贈与等目録（建物）、生前贈与等目録（預貯金等）、合意により遺産とする財産目録（土地）、合意により遺産とする財産目録（建物）、合意により遺産とする財産目録（預貯金等）に記載してください。)

第2 債務についてのチェック

12 債務に関するチェック **Check 9** ①

12-1 資料はありますか。

契約書

領収証

銀行口座通帳

12-2 債務がありますか。

債権者の氏名・名称・所在： _____

債権の発生日時： _____ 債権額： _____

債権の発生原因： _____ 債権の弁済期： _____

残債務の額： _____ 未払債務の有無及び額： _____

紛争の有無： _____

12-3 物的担保がありますか。

被担保債権： _____

担保の種類： _____

物的担保に係る物件の種類・所在等： _____

物的担保の発生日時： _____

物的担保による一部弁済の有無及びその内容： _____

紛争の有無： _____

12-4 人的担保がありますか。

被担保債権： _____

担保の種類： _____ 人的担保に係る者の氏名・名称・所在： _____

人的担保の発生日時： _____

人的担保に係る者の一部弁済の有無及びその内容： _____

紛争の有無： _____

12-5 債務について、合意により遺産分割と共に処理しますか。

はい いいえ

処理の方法： _____

(※調査の結果については、債務目録、担保目録（物的担保・債務者である場合）、担保目録（物的担保・物上保証人である場合）、担保目録（人的担保）に記載してください。)

13 特別寄与料に関するチェック **Check 9**②

13-1 資料はありますか。

看護日誌、日記（療養看護の場合）

介護認定に関する資料（同上）

13-2 以下を満たす方がいますか。

被相続人に無償で労務の提供をした。

被相続人の財産の維持又は増加に寄与をした。

療養看護

家業従事

その他

寄与は特別の寄与である。

理由： _____

資料： _____

相続人以外の親族である。

家庭裁判所への審判の申立ては、相続の開始及び相続人を知った時から6か月以内になされている。

家庭裁判所への審判の申立ては、相続の開始から1年以内になされている。

それはどなたですか。

氏名： _____ 所在： _____

連絡先： _____

被相続人との関係： _____

13-3 特別寄与料の額はどのようなものですか。

額： _____

理由： _____

資料： _____

13-4 特別寄与料について、合意により遺産分割と共に処理しますか。

はい いいえ

処理の方法： _____

(※調査の結果については、特別寄与料目録に記載してください。)

第3 その他の事項に関するチェック

14 使途不明金に関するチェック **Check10** **Check12**⑤

14-1 これまでのチェックで使途不明金がありますか。 はい いいえ

14-2 使途不明金について、合意により遺産分割と共に処理しますか。

はい いいえ

処理の方法： _____

(※調査の結果については、不明金目録、合意により遺産とする財産目録(預貯金等)に記載してください。)

15 果実及び費用に関するチェック **Check11** **Check12**⑤

15-1 果実について、相続人が管理している果実がありますか。

はい いいえ

元本(元物)となる財産： _____

果実の種類・内容： _____

果実の発生した年月日及び金額： _____

果実の管理者： _____

15-2 果実について、相続人が取得してしまっている果実がありますか。

はい いいえ

元本(元物)となる財産： _____

果実の種類・内容： _____

果実の発生した年月日及び金額： _____

果実の取得者： _____

Check 9 債務に関するチェック

Check 9 ① 債務

被相続人の負担していた債務は、相続人に相続分に応じて、分割して帰属します。もつとも、これを含めて遺産分割を行うこともよくあります。

確認のポイント

1 債務の特定

被相続人がいかなる債務を負っていたかをチェックします。債権者、発生原因、日時、契約成立時の金額などで特定できるでしょう。なお、物的担保や人的担保及び現在の額の把握も必要です。

2 債務の性質と承継の性質の確認

1で確認した内容の法的性質を次に確認します。このうち可分債務であるものは、法律上当然に相続分に従って分割されて相続されます（最判昭34・6・19民集13・6・757）。ここでいう相続分は、具体的な相続分をいうものではなく、法定又は指定相続分であると解されています（潮見佳男『詳解相続法』179頁（弘文堂、2018））。なお、この場合の相続分が指定相続分である場合（特定財産承継遺言の場合が重要です。）には3と同じ問題が生じます（3で述べる解釈及び条文は、本来は指定相続分の場合についてですが、便宜上、3で述べます。）。

連帯債務については、共同相続人が相続分に応じて分割承継し、かつ、その承継した範囲内で、連帯債務者となります（前掲最判昭34・6・19）。

3 遺産分割の中に取り入れる合意

上記のように、可分債務は、相続人に分割して帰属しますが、合意によって、これを取り込むことは可能です。この場合には、法定相続分とは異なる債務の引受けがなされることとなります。もつとも、これは債権者にとってはあずかり知らないことですので、なお、各共同相続人に対し、その法定相続分の割合でその権利を行使することができ、これを各共同相続人（債務者）は（特に取得財産が法定相続分よりも下回るため、相続分を下回る債務を引き受ける合意をするような場合問題が大きいです。）

拒むことができないと解されます。もっとも、その場合であっても、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないと考えられます（最高裁平成21年3月24日判決（民集63・3・427）の考え方、改正後民法902条の2の考え方を類推することになります（潮見佳男『詳解相続法』181頁（弘文堂、2018）参照。）。また、債務者（相続人）間では、合意どおりの承継がなされるので、求償関係は確保されることとなります（同上参照）。

<実務上の工夫>

積極財産と債務は、一緒に解決することが公平の観点から望ましいと考えられ、できる限り、合意をして取り込むべきでしょう。ただし、上記のとおりこれは債権者には主張できません。したがって、ある者（甲とします。）が法定相続分よりも多い積極財産を相続する代わりにそれに見合う債務を承継するという合意を相続人間で行ったとき、法定相続分よりも少ない積極財産を承継した者としては、甲が債務の履行を行うという確信が持てない場合には、特別の留意をする必要があります。例えば、債権者の同意を得る、求償権に担保権を設定する等の工夫が必要です。

Check 9 ② 特別寄与料

特別寄与料とは、改正法で規定されるに至ったものです。寄与分が相続人のみに認められていたため、相続人以外の親族がその労務により相続財産の維持又は増加に寄与していても応分の財貨を得ることができなかったことから、かかる不都合に対して手当てするために認められたものです。相続人との間で初めて発生するもので相続債務には当たりません。なお特別寄与料については遺産分割とは別の審判事項ですが（家事39・別表第2⑮）、遺産分割の審判手続と独立して申し立てることができ（民904の2④参照）、また併合は強制されません（家事192参照）。

確認のポイント

1 特別寄与料が成立するかの確認

上記のように、この制度の趣旨は、相続人以外の親族がその労務により相続財産の維持又は増加に寄与した場合その貢献に応じた分配を図るところにありますから、特

別寄与料の成立要件は、①被相続人に無償で療養看護その他の労務の提供をしたこと、②被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をしたこと、③相続人以外の親族であることです。なお、家庭裁判所への審判の申立ては、④相続の開始及び相続人を知った時から6か月以内になされていること、⑤相続の開始から1年以内になされていることが必要です（民1050②ただし書）。

2 性質の確認

1の①、②及び③が確認できれば、特別寄与料ということになります。

①の療養看護その他の労務とあるように労務の提供に当たる限り療養看護には限定されません。寄与分における類型化において議論される家業従事型も含まれます。ただ、労務の提供に限られますので、寄与分の場合と異なり、財産出資型は含まれません。なお、財産管理型は、労務の提供といえる限度で含まれることになります。

②の特別の寄与については、3で併せて述べます。

③の相続人以外の親族とは、六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族です（民725）。なお、被相続人の親族に当たるかどうかの判断時期は、被相続人の相続開始時と解されています。

なお、寄与分の場合と同様に、契約に基づくもの場合には、請求のやり方は二通り考えられます（寄与の場合について、潮見佳男『詳解相続法』231頁（弘文堂、2018））。この点問題となるのは、共同事業の出資金の返還、共同事業の利益の分配（組合契約）、貸付金（消費貸借契約）、賃金（雇用契約）、報酬（委任契約）、請負代金（請負契約）があります。また、不当利得返還請求権や事務管理に基づく費用償還請求権も問題となります。

この制度の創設による寄与分の制度への影響については第5章Check 2①5をご覧ください。

3 全体の金額の確認

特別寄与料が発生する場合は、特別の寄与でなければなりません。特別の寄与との文言は寄与分においても用いられていますが、特別の寄与制度におけるそれは、その者の貢献に報いるのが相当と認められる程度の顕著な貢献と解されています。そしてその額は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して決まります（民1050③）。ここでいう一切の事情の例としては、相続債務の額、被相続人の遺言の内容、各相続人の遺留分、特別寄与者が生前に受けた利益で対価性を有しないものなどが挙げられています。また、相続人が相続開始の時に有していた財産の価額

から遺贈の価額を控除した残額を超えることはできません（民1050④）。

なお、療養看護型の場合、寄与分における基準を用いつつ、さらに、特別寄与者が扶養義務を負っていないこと等を考慮するという考え方が示されています（東京家庭裁判所家事第5部編著『東京家庭裁判所家事第5部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用』118頁（日本加除出版、2019）参照）。

4 債務者及びそれぞれの負担する金額の確認

特別寄与料の金額は、相続分（法定相続分又は指定相続分であり、具体的相続分ではありません。）に応じて、各相続人が負担することになります（民1050⑤）。

5 遺産分割の中に取り入れる合意

遺産分割の中に取り入れる合意をする余地はあります。ただし、債務者は相続人のそれぞれであることにここでも注意が必要です。

<実務上の工夫>

特別寄与料は、相続分に応じて、各相続人が負担することになりますから、遺産分割の対象ではありません。しかし、取得した財産の多寡や性質によって、相続分に応じた負担をすることがかえって不公平になることがあり、また、特別寄与者からすると、取得した財産を費消し、その余の財産もない者があるときは、その分の特別寄与料を取りはぐれることになります。そこで、遺産分割協議と共に、一挙に取りまとめることが妥当です。その際には、①金額、②支払の手順を定めることが必要でしょう。条項においては、①及び②についてできる限り具体的に定めることが後の紛争を減らすことになるでしょう。できれば①においては、その算定の根拠又は経緯を記載することがよいでしょう。なお、特別寄与料を負担した場合でも、別の法律構成を考え得る場合がありますから、その点の手当てが必要な場合があると思われます。また、特別寄与料の債権者は、共同相続人ではないですから、遺産分割協議書の当事者となりません。そこで、遺産分割協議書のほかに、共同相続人全員と特別寄与者との間で書面を作成することが必要でしょう。

なお、特別寄与者に対する債務を法定相続分又は指定相続分とは異なる割合にして負担する際には、本章Check 9①実務上の工夫で述べた内容に類する工夫が必要でしょう。

条項例

第〇条 全相続人は、被相続人甲に対し乙が療養看護に努めたことにつき、乙に対し、合計〇円の特別寄与料債務を負担することを相互に確認する。

第〇条 全相続人は、前条の履行として、別紙目録記載の預金から乙に対して支払うことを合意する。

第〇条 全相続人は、乙との間で特別寄与料について別途書面を作成するものとする。

文 例 (乙との間で取り交わす書面)

第〇条 乙は、前条記載の労務の提供について、賃金、請負料又は不当利得返還請求その他一切の請求をしない。

ます。なお、上記のほかの財産と同じく、その評価時点は、遺産分割時ではなく、相続開始時であるということになります。

Check 1 ② 持戻し免除

特別受益は、持ち戻すことができることが原則です。しかし、持戻し免除の制度が設けられており、これの適用がある場合には、持ち戻さないことになります。

1 持戻し免除の意思表示

明示の意思表示がある場合に限らずそれがない場合でも黙示の意思表示が認められることがあります。

2 配偶者に対する遺贈・贈与の場合の持戻し免除の推定

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について民法903条1項の規定を適用しない旨の意思（持戻し免除の意思）を表示したものと推定されます（民903④）。配偶者居住権が遺贈される場合は、この規定が準用されます（民1028③・903④）。

Check 1 ③ 特別受益の持戻しの方法

特別受益を持ち戻すことができる場合、どのようにするのが次に問題です。

1 特別受益の考慮の方法（原則的な場合）

次のようにして具体的相続分（具体的相続分率）を算出します。

まず、第1段階として、相続開始時点での相続財産の額に、同時点での特別受益のうち遺贈以外（遺贈については、相続開始時に存在する財産ですので、持戻しをする必要がないので、このように考えられています。）の贈与の額を加え（併せて後述（本章Check 2）の寄与分の額も減額します。）、これをみなし相続財産とします。そして、このみなし相続財産に、各相続人の相続分（法定又は指定相続分）を乗じて各相続人

の相続分（一応の相続分）を確定します。その上で更に、特別受益を受けた相続人について特別受益額を一応の相続分から控除し（併せて後述（本章Check 2）の寄与分のある相続人について寄与分も加えます。）、これを、それぞれの者の具体的相続分（具体的相続分率）とするということになります。

次に、第2段階として、遺産分割時の相続財産額（評価時点も同時点です。）に、以上の結果得られた具体的相続分（具体的相続分率）を乗じて、各相続人の取得額を算出することになります。

具体的相続分（具体的相続分率）の算定については、後述の計算例（本章Check 3）をご参照ください。

2 超過特別受益の場合

1で述べた算定で、一応の相続分から特別受益を控除した場合に、その結果がゼロ以下となる場合があります。この場合の処理については、次の二つの方法がおおむねの賛同を得ています（潮見佳男『詳解相続法』212頁（弘文堂、2018）参照）。

- ① 超過特別受益について、特別受益者を除いた残りの相続人の具体的相続分で案分する方法
- ② 超過特別受益について、特別受益者を除いた残りの相続人の一応の相続分（法定相続分）で案分する方法

この場合についての具体例については後述の計算例（本章Check 3）をご参照ください。

3 特別受益証明書

超過特別受益がある場合には、特別受益証明書（民法903条により相続分がない旨の証明書、相続分不存在証明書）を作成することがあります。この証明書により登記することも可能です（昭28・8・1民事甲1348）。

<実務上の工夫>

特別受益について、条項に盛り込むかどうかは難しい問題です。盛り込まない場合でも、清算条項を設ける場合には法的な結論は変わりませんが、書面として残すと関係者の納得の度合いが増したり、後のもめごとが少なくなる可能性があります。そこで、特別受益を計算上考慮に入れたときには、条項に盛り込む方がよい場合があると考えられます。また、考慮に入れなかったときにも、条項に盛り込む方がよい場合があるでしょう。もっとも、その金額が小さい場合や、条項に盛り込む方がかえって面

倒を引き起こす場合には、条項にはあえて盛り込まないことも考えられます。盛り込む場合には、①根拠と、②金額を盛り込むことになるでしょう（①については詳細なものから簡易なものまでであるでしょう。また、②については相続開始時の評価額であることを明示することも考えられます。そのときは、相続開始時の遺産総額も同じ条項か、又は、別の条項で示すことがよいでしょう。）。

なお、特別受益の持戻しの免除についても、同様に条項上記載することがよい場合があるでしょう。

特別受益証明書は、相続放棄等に代わる便法で作成されることがありますが、実体に沿ったものである必要があります。また、この証明書の作成のみで終わらせるのではなく、遺産分割協議書の作成（その者に相続分がないことを確認することになります。）、相続放棄の手続等をしっかりと履践することが肝要です（潮見佳男『詳解相続法』217頁（弘文堂、2018）参照）。

条項例（持戻し）

第〇条 全相続人は、相続人甲が令和〇年に生計の資本として贈与された別紙目録記載の不動産について、特別受益の持戻しを行った上、遺産分割を行ったことを確認する。
第〇条 全相続人は、前条の不動産について、相続開始時の評価として〇円であるとしたことを確認する。

条項例（持戻しの免除）

第〇条 全相続人は、相続人甲が令和〇年に生計の資本として贈与された別紙目録記載の不動産について、被相続人が特別受益の持戻し免除の意思表示を行ったことを確認する。

条項例（超過特別受益）

第〇条 全相続人は、相続人甲が令和〇年に生計の資本として贈与された別紙目録記載の不動産について特別受益の持戻しを行い、相続人甲には相続分がない旨を確認した。
第〇条 全相続人は、前条の不動産について、相続開始時の価格を〇円として評価したことを確認する。



新日本法規